

○財務省  
農林水産省 告示第九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第五第一号の2の規定に基づき、平成二十年九月三十日 財務省 告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 林 芳正

第一号中「第十七号」を「第十八号」に改める。

第十八号の5の(2)の口中「。以下この号において「平成二十二年改正法」という。）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法第二条に規定する農業改良資金（を）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金（同法第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法第二条に規定する農業改良資金をいい、」に改め、「及び平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定

によりなお従前の例により貸し付けられたもの」を削り、「（平成十四年法律第五十一号）」の下に「附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法」を加え、「第二条に規定する資金」の下に「（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）」を加え、「又は就農支援資金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二条第二項の就農支援資金をいう。）」を削る。

第十八号の5の(2)中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 青年等就農資金（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の六第一項第一号に規定する青年等就農資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。）

第十八号の6の(1)中「たい肥舎」を「堆肥舎」に、「牧さく」を「牧柵」に改める。